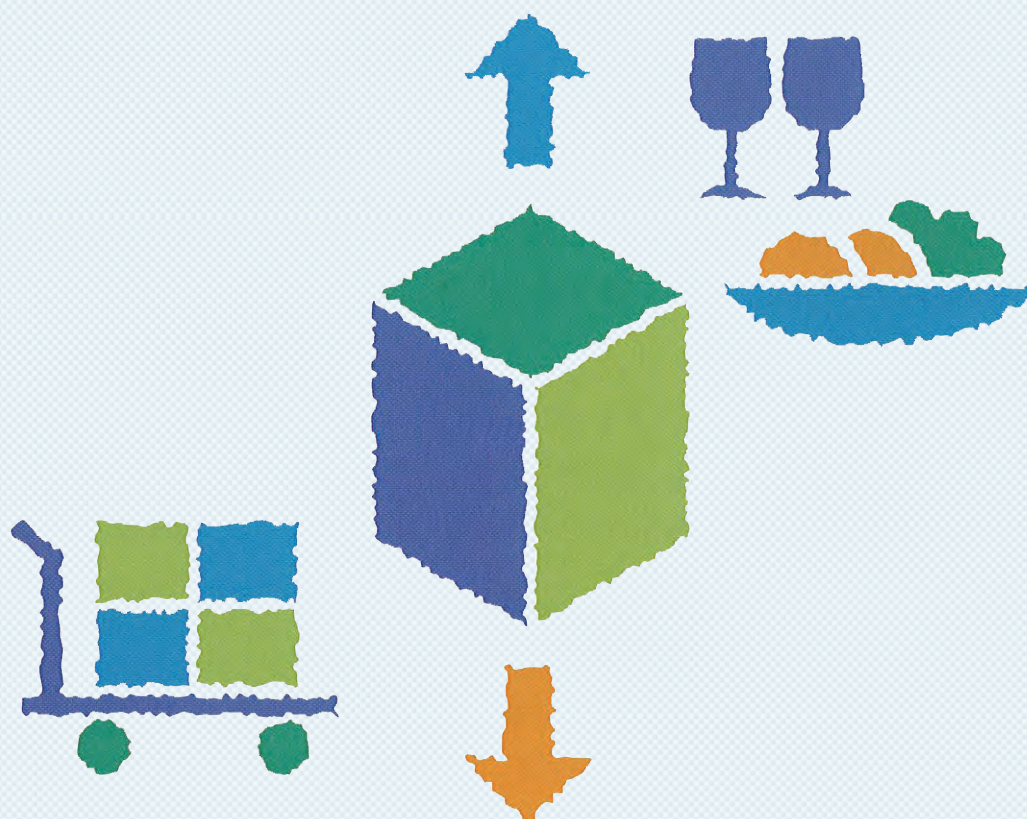


東芝小荷物専用昇降機

保守・点検編



小荷物専用昇降機 を正しく安全に使っていただくため、お使いになる前に、
この「取扱説明書」をよくお読みください。
お読みになった後は、いつもお手元に置いてご使用ください。

本書の内容は、関係者以外の方に開示しないでください。

もくじ

1. はじめに	2
2. 安全上のご注意	3
3. 所有者または管理者の方へ	4
4. 保守・点検の留意事項	
4-1 小荷物専用昇降機の構造	5
4-2 保守・点検時の留意事項	7
4-3 かご上を点検する時の運転方法	8
4-4 ピットおよびかご下を点検する時の運転方法	9
5. 保守・点検用具（治具・工具）および保守・点検装置	
5-1 保守・点検用具	10
5-2 保守・点検に使用する装置およびスイッチ	12
6. 保守・点検用具・装置の使用方法	
6-1 ブレーキ開放レバーの使用方法	14
6-2 手巻きハンドルの使用方法	15
7. 定期検査	15
8. 保守・点検に関する事項	16
9. 交換部品	27
10. 油類一覧	28
11. 参考文献	29
12. その他	
■ リサイクルへのご協力をお願い	30
■ 最新の関連情報	30
13. 日常点検のしかた	31

1. はじめに

この「取扱説明書＜保守・点検編＞」は所有者・管理者の方が東芝小荷物専用昇降機の保守・点検について維持および運行の安全を確保するために専門技術者へご指示いただきたい事項を記載しています。

- ・本書を専門技術者の方に熟読いただき、十分理解の上で作業するように指示してください。
- ・本書は必要なときにすぐに読めるように、お手元に大切に保管してください。
- ・小荷物専用昇降機の所有者または管理者が変更になる場合は、確実に引継ぎを行ってください。
また、専門技術者が変更になる場合には、所有者または管理者から新たな専門技術者に再度指示をしてください。
- ・小荷物専用昇降機は電気・機械設備ですから、適切に保守しなければ、製品の性能が発揮されないことがあります。製品を安全で、かつ適正な状態に保ち、故障が起きないようにするために、適切な保守を継続することが重要です。
- ・本書の内容について、ご不明な点やご理解いただけない点がある場合は、当社にお問い合わせください。
また、本書の最新版を当社のホームページ (<http://www.toshiba-elevator.co.jp/>) に掲載しています。
- ・本書は基本仕様について説明しています。従って、実際の製品では一部異なる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

- ・この「取扱説明書＜保守・点検編＞」は、東芝小荷物専用昇降機について記載しています。
- ・小荷物専用昇降機を正しく安全に使っていただくために、お使いになる前に、取扱説明書＜運行管理編＞も併せてお読みください。

〔用語の定義〕

- ・〔所有者〕とは、当該の小荷物専用昇降機を所有する方をさします。
- ・〔管理者〕とは、直接小荷物専用昇降機の運行業務を管理する方をさします。
- ・〔専門技術者〕とは、小荷物専用昇降機の保守点検を専門に行う方をさします。

◎上記に加え、巻末に記載してある参考文献のすべてをお読みいただき、その内容を含め、かつ使用頻度、利用状況、その他を考慮し、小荷物専用昇降機を適切な状態に維持してください。

◎本書の内容は、関係者以外の方に開示しないでください。本書には「関係者以外開示禁止」の表示をしてください。

一般の方が本書により知りえた情報を基に、小荷物専用昇降機を操作または運転した場合、思わぬ事故が起こるおそれがあります。このような事故により生じる損害については当社では責任を負いません。

2. 安全上のご注意

本書には、小荷物専用昇降機を管理・利用される方、保守・点検を行う専門技術者や他の人への危害と財産の損害を未然に防ぎ、安全に正しくお使いいただくために、重要な内容を記載しています。

次の内容（表示・図記号）を良く理解してから本文をお読みになり、記載事項をお守りください。
併せてご使用の小荷物専用昇降機の取扱説明書もお読みください。

[表示の説明]

表 示	表示の意味
 危険	“回避しないと、死亡または重傷 ^{*1} を招く差し迫った危険な状況になること”を示します。
 警告	“回避しないと、死亡または重傷 ^{*1} を招く恐れがある危険な状況になること”を示します。
 注意	“回避しないと、軽傷または中程度の傷害 ^{*2} を招く恐れがある危険な状況および物的損害 ^{*3} のみの発生を招く恐れがあること”を示します。

*1： 重傷とは、失明、けが、やけど(高温・低温)、感電、骨折、中毒などで後遺症が残るもの、および治療に入院や長期の通院を要するものをさします。

*2： 傷害とは、治療に入院や長期の通院を要さない、けが、やけど、感電などをさします。

*3： 物的損害とは、財産・資材の破損にかかわる拡大損害をさします。

[図記号の説明]

図記号	図記号の意味
 禁止	禁止(してはいけないこと)を示します。 具体的な禁止内容は、  の中や近くに絵や文章で示します。
 指示	指示(必ずすること)を示します。 具体的な指示内容は、  の中や近くに絵や文章で示します。

諸注意

- ◎本書に記載の安全に関する警告表示（危険・警告・注意）については必ずお守りください。
- ◎本書に記載のない操作および取扱は行わないでください。
人身事故、機器の故障の原因になる可能性があります。

免責事項

- ◎当社は下記のような不適切な管理と使用に起因する故障、または事故については責任を負いかねますのであらかじめご承知おきください。
 - ・ 本書と異なる操作および取扱に起因するもの
 - ・ 保守・点検・修理の不良に起因するもの
 - ・ 製品を改造したことに起因するもの
改造とはハードウェアの変更だけではなく、マイクロコンピュータのプログラム、データなどの一部変更も含まれます。また、保守用の装置、部品の接続も、改造に含みます。
 - ・ 当社が供給していない部品または指定部品以外を使用したことに起因するもの
 - ・ 地震・雷・風水害等の天災地変、および当社の責任以外の火災、第三者による行為、その他の事故、お客さまの故意もしくは過失、誤用、またはその他異常な条件下での使用に起因するもの

3. 所有者または管理者の方へ

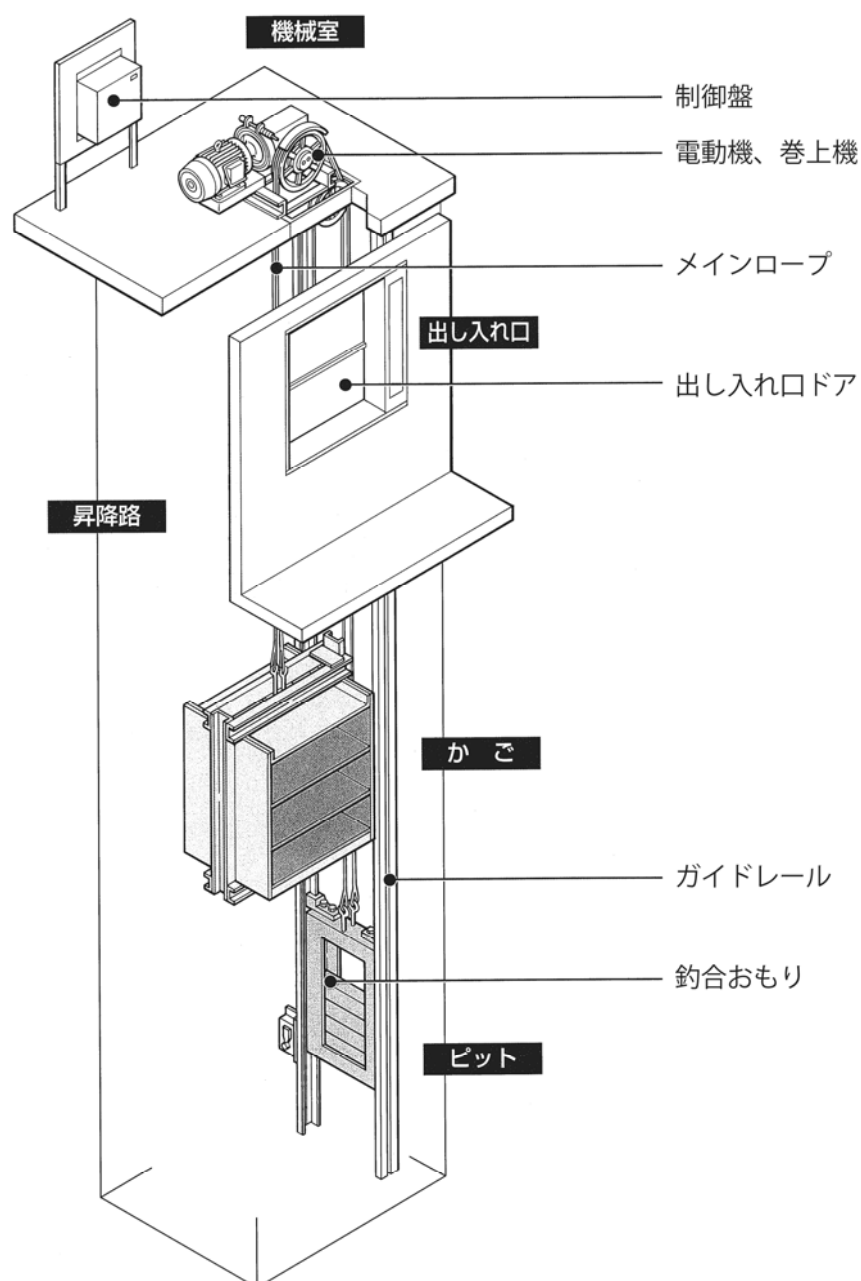
 危険	
 指示	所有者または管理者の方から専門技術者の方へ以下の各項目について確実に伝え、または確認してください。 各事項を守らないと、重大な事故の原因となります。

- ◎本書を熟読の上、4章以降の作業を正しく実施してください。
- ◎定期検査については、「平成20年国土交通省告示第283号」（改正内容を含む）、「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書」および日本工業規格 JIS A4302「昇降機の検査標準」（最新版）に基づき実施してください。
- ◎小荷物専用昇降機はその使用頻度、使用状況により部品の磨耗、劣化状況が異なります。
専門技術者から点検結果の報告を受けてください。その上で、小荷物専用昇降機が安全な状態で使用いただけるように、適切な保守について助言を得てください。
- ◎小荷物専用昇降機には人を乗せないようにしてください。
- ◎依頼している専門技術者が変更になる場合は、保守履歴を求められる場合があるので、所有者または管理者が保守履歴を適切に保管し、必要なときには開示してください。
- ◎部品交換は必ず当社が指定する部品を使用してください。また、製品の改造は行わないでください。
- ◎製品の仕様を変更するには、より詳細な製品知識が必要です。所有者経由で当社に相談してください。

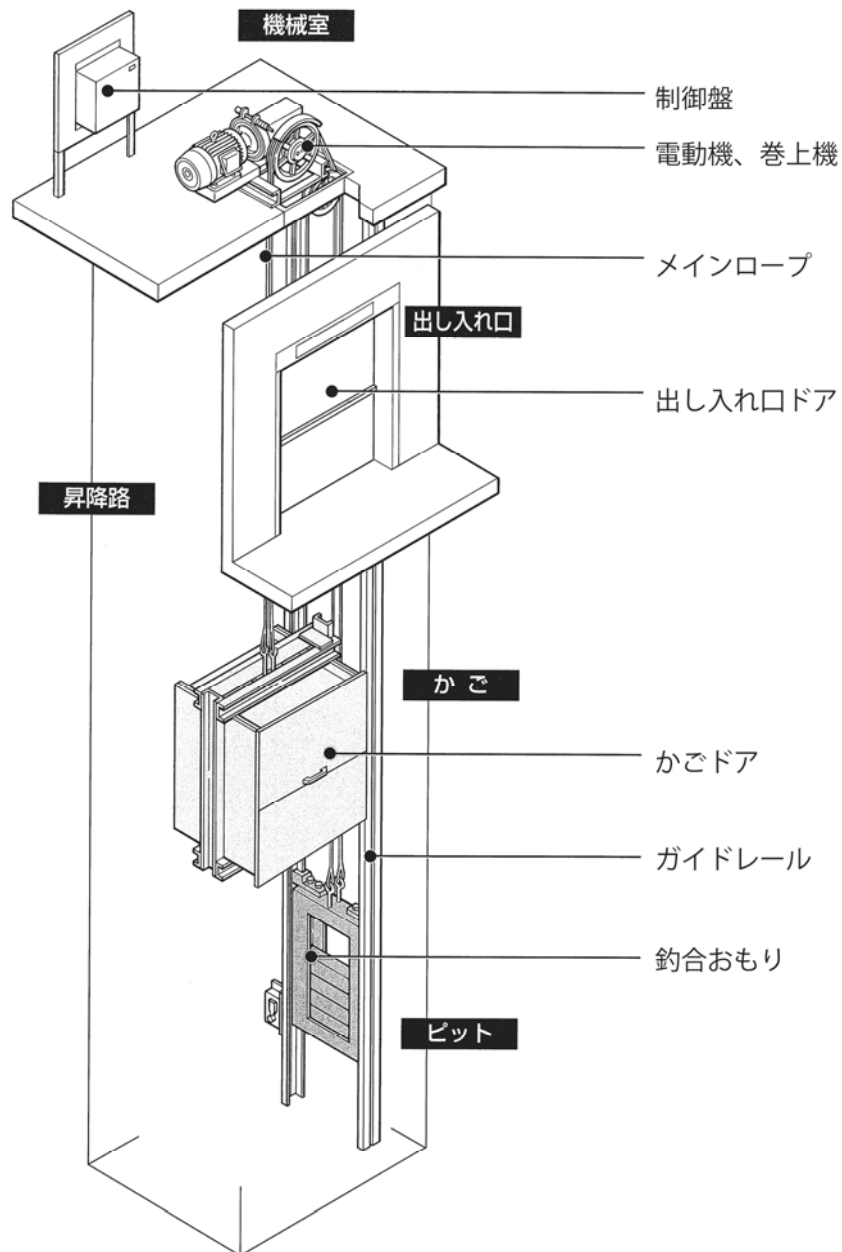
4. 保守・点検の留意事項

4-1 小荷物専用昇降機の構造

■テーブルタイプ



■フロアタイプ



4. 保守・点検の留意事項

4-2 保守・点検時の留意事項

 危険	
 指示	専門技術者の方は保守・点検を行うにあたり、以下の事項を確実に守って作業してください。 各事項を守らないと、重大な事故の原因となります。

◎保守上の留意事項は、各機器に貼付けたラベルに記載されています。それらを参照して適切な保守・点検を実施してください。

なお、ラベルの記載内容を逸脱して保守・点検した場合、重大な事故が発生する場合があります。

◎かご上に乗る込むときや、ピットに入るとき等には第三者や作業者本人が昇降路転落等の事故に至らないように予防措置を施してください。

◎かご上に乗るときやピットに入るときには次の事項を確実に実施してください。

 危険	
 禁止	かご上では安全帯で転落防止措置をしてください。 かご上に乗った状態、またはピットに人がいる状態でかごの運転はしないでください。 積載量を超えてかご上に乗る場合はかごの落下防止措置を実施してください。 かごが運転できないように安全スイッチと点検スイッチ（*）をカットしてください。

* 点検スイッチはオプションです。取り付けされていない場合には制御盤の電源を遮断してください。

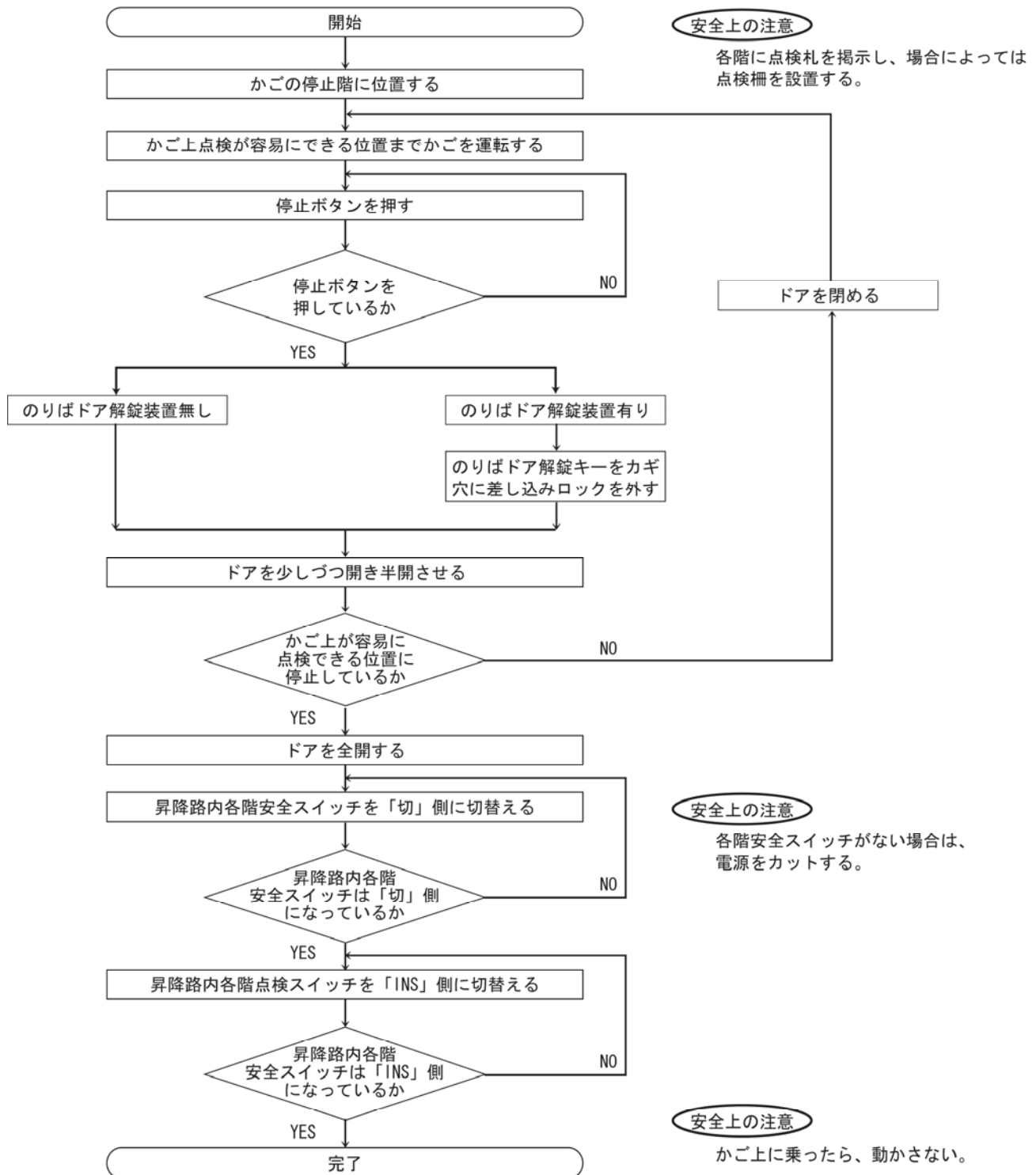
◎かご上とピットなどの2個所以上の同時作業は行わないこと。

◎小荷物専用昇降機の昇降路、機械室、ピットは狭いため作業時は、他の機器との接触、はさまれ、巻込まれ、感電などに十分注意してください。

◎空調設備の無い機械室では熱中症に十分注意してください。

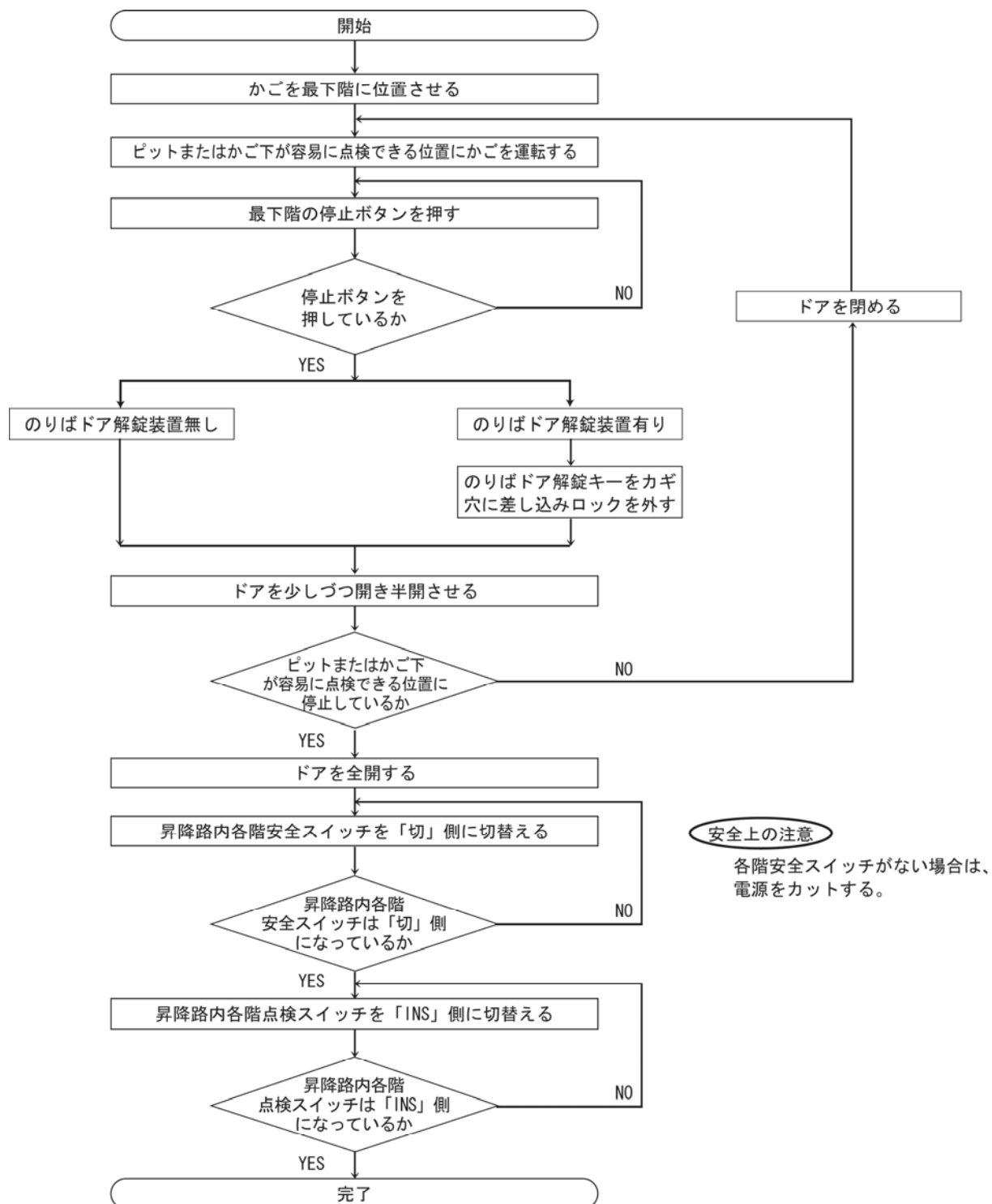
◎機械室への入退室時や機械室作業では足元の状態に注意してください。

4-3 かご上を点検する時の運転方法



4. 保守・点検の留意事項

4-4 ピットおよびかご下を点検する時の運転方法

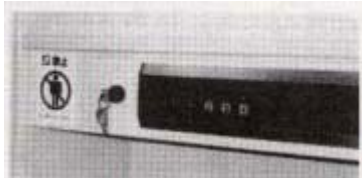


5. 保守・点検用具（治具・工具）および保守・点検装置

5－1 保守・点検用具

 危険	
 指示	保守・点検するための専用用具（治具・工具）は、常時使用できるように適切に保管してください。 保守・点検用具（治具・工具）を適切に保管しないと、重大な事故の原因となります。

保守・点検に使用する専用用具（治具・工具）は以下の通りです。緊急時の使用および、保守時の作業安全のために定期的に機能点検を実施するようにおすすめします。

対象者	用具（治具・工具）名・用途	外形図
管理者	操作キー 小荷物専用昇降機の休止や点検運転スイッチの操作に使用します。	 
専門技術者	のりばドア解錠キー のりばドアの錠を、のりば側から解錠する時に使用します。小荷物専用昇降機機械室内に収納または、所有者・管理者が保管しています。	

5. 保守・点検用具（治具・工具）および保守・点検装置

対象者	用具（治具・工具）名・用途	外形図
専門技術者	手巻きハンドル 巻上機を手動で回転させるために使用します。 小荷物専用昇降機機械室に保管しています。	
専門技術者	ブレーキ開放装置（手動式） 巻上機のブレーキを手動で開放する時に使用します。 小荷物専用昇降機機械室に保管しています。	ドラム式ブレーキ用  ディスク式ブレーキ用 

5-2 保守・点検に使用する装置およびスイッチ

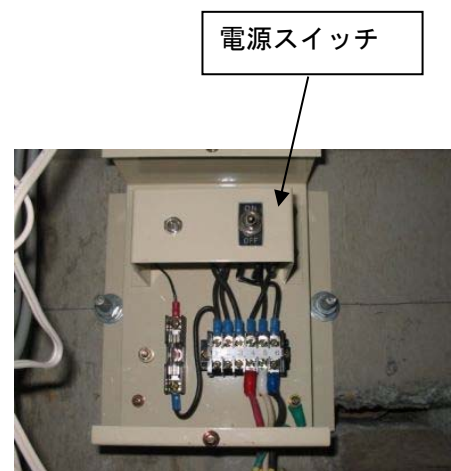
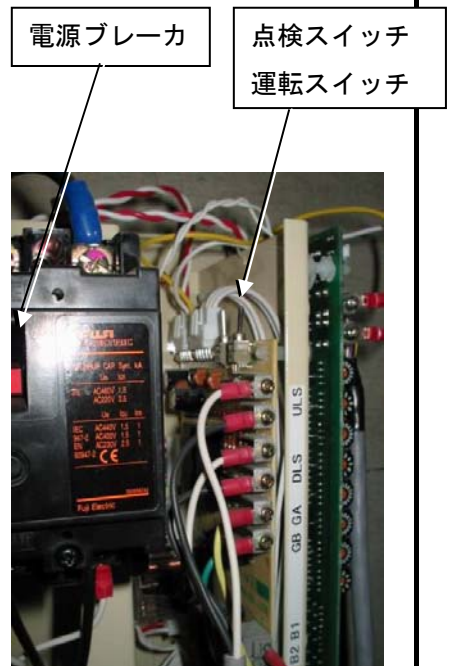
 危険	
 指示	出入り口またはピットでの作業をする場合は、転落や挟まれないように、点検運転する時以外は安全スイッチを「切」にし、必要に応じて主電源を遮断して作業してください。 安全スイッチを「切」にしないと、重大な事故の原因となります。

保守・点検に要するスイッチ、その他装置類の機能は以下のとおりです。

装置名	外形
各スイッチ（出し入れ口昇降路側に設置） 出し入れ口やピット内で作業するときに使用するスイッチです。 ・[安全スイッチ]（入／切） 全ての運転ができないようにするスイッチで安全回路の一つです。 「切」側に切替えることにより運転ができなくなります。 ・[点検スイッチ]（INS／NOR） 小荷物専用昇降機を点検モードにするスイッチです。 「INS」側に切替えることにより、点検運転のみ可能となります。 ※戸開警報ブザーもカットされます。	  安全スイッチ 点検スイッチ

機械室制御盤内各操作スイッチ

- ・ [電源ブレーカ] (ON/OFF)
制御盤の電源ブレーカです。
- ・ [点検スイッチ] (点検/自動)
小荷物専用昇降機を点検モードにするスイッチです。
「INS」側に切替えることにより、点検運転のみ可能となります。
- ・ [運転スイッチ] (上昇/下降)
制御盤でかごを運転するスイッチです。
点検モードの場合低速運転となります。
- ・ [電源スイッチ] (ON/OFF)
制御盤の電源スイッチです。
- ・ [機械室スイッチ] (入/切)
全ての運転ができないようにするスイッチで、安全回路の一つです。
「切」側に切替えることにより運転ができなくなります。



6. 保守・点検用具・装置の使用方法

保守・点検用具および装置などで、特に説明を要するものについて説明します。

6-1 ブレーキ開放レバーの使用方法

⚠ 危険	
 指示	電源をOFFにしてからブレーキ開放操作は断続的に行ってください。 かごとおもりの荷重状態によりかご速度が増加するなど、重大な事故の原因となります。

機械室にある巻上機ブレーキを開放する方法は次の通りです。

①ブレーキ開放レバーの取付け

- ・ドラム式ブレーキは、ブレーキアーム上部にブレーキ開放レバーを取付けます。
- ・ディスク式ブレーキは、ブレーキ解放レバーは取付けてあります。

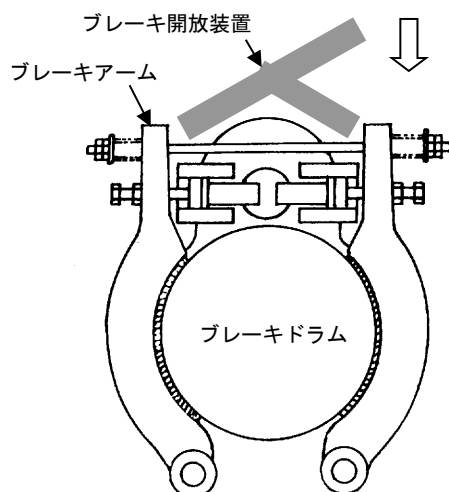
②ブレーキの開放方法

ドラム式ブレーキおよびディスク式ブレーキ共に、ブレーキ開放レバーを図の矢印側に押し、ブレーキが開放することを確認します。

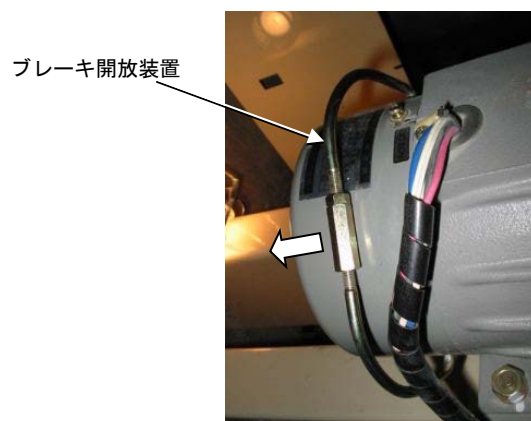
③ブレーキ開放レバーは、少しずつゆっくりと操作してください。

④作業が終了したら、ドラム式ブレーキは、ブレーキ開放レバーを取外してください。

<ドラム式ブレーキ>



<ディスク式ブレーキ>



6-2 手巻きハンドルの使用方法

 危険	
 指示	回転方向を考慮して、手巻きハンドルは両手で握り抑えてください。また、ブレーキ開放者との意思疎通を図ってください。 かごとおもりのアンバランスにより、ブレーキ開放時の重力作用で、手巻きハンドルが急に回転するなど、重大な事故の原因となります。

機械室にある巻上機を手巻きハンドルにて回転させる方法は次の通りです。

①手巻きハンドルの取付け

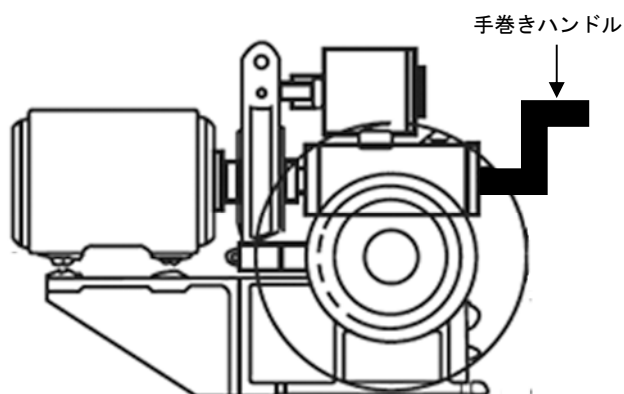
- ・ドラム式ブレーキは巻上機側軸端に手巻きハンドルを取付ける。
- ・ディスクブレーキはブレーキ側軸端に手巻きハンドルを取付ける。

②手巻きハンドルの使用方法

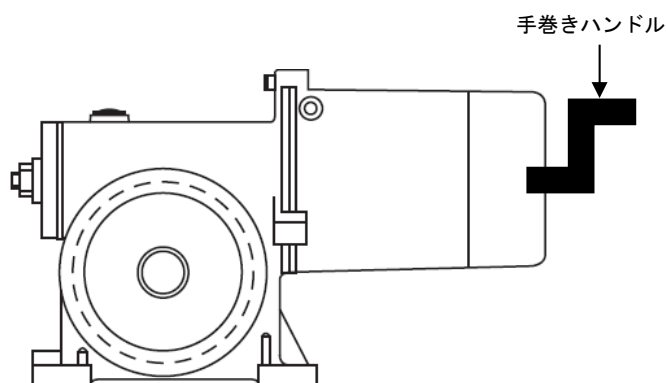
- ・ブレーキ開放後、かごとおもりのアンバランス方向に手巻きハンドルが回転するので、急激に回転させないように、両手でしっかり抑えながら、徐々に回転させる。

③作業が終了したら、手巻きハンドルを取外してください。

<ドラム式ブレーキ>



<ディスク式ブレーキ>



7. 定期検査

- ・定期検査および報告実施にあたっては、「平成20年国土交通省告示第283号」（改正内容を含む）、「昇降機・遊戯施設 定期検査業務基準書平成24年改正告示対応版」および日本工業規格JIS A4302「昇降機の検査標準」（最新版）に基づき実施してください。

- ・定期検査実施者は、当社技術情報にしがたい判定してください。

なお、技術情報は、当社ホームページ（下記URL）に開示しています。

<http://www.toshiba-elevator.co.jp/>

8. 保守・点検に関する事項

- ・小荷物専用昇降機の正常な運行を維持するために製品として特有の保守・点検に関する方法や基準を記載しています。本内容を参考に保守作業を確実に行之、常に適切な状態に維持してください。
- ・特に記されていない保守・点検の項目および点検周期については、「建築保全業務共通仕様書及び同解説」を目安としてください。

◎ブレーキ

- ・点検および周期

巻上機を常に良好な状態に維持するために定期的に保守、点検を行い各部の機能を確認し磨耗部分消耗部分は適時交換します。特にブレーキ機構は、小荷物専用昇降機の命ともいべきもので点検、保守に当たっては細心の注意を払ってください。

- ・ブレーキに関しては、以下内容を確認してください。

①ブレーキ保持力

- ・かご内に定格積載の125%の荷重を載せ、かごを保持できることを確認します。
- ・ブレーキ制動距離が基準値内であることを確認します。

②ブレーキギャップの点検

- ・ブレーキギャップが基準値内であることを確認します。

③ブレーキパットの厚み

- ・当社ホームページで公開の定期検査技術情報に基づき確認します。

危険



指示

点検および保守の際、主電源が確実に遮断されていることを確認してから作業を行ってください。

主電源が遮断されていない場合、感電、はさまれ、巻込まれなどにより重大な事故の原因となります。

危険



禁止

必要以上に給油しないでください。

ブレーキパットやディスク面に付着し、所定のブレーキトルクが確保できないなどにより重大な事故の原因となります。

8. 保守・点検に関する事項

<ドラムブレーキ>

①ブレーキの動作状態

- ・ブレーキ動作や動作音に問題がないか確認します。また、ドラムおよびその周辺を目視で確認し、油の付着、錆び、著しい汚れがあれば清掃します。

②各部の給油状態

- ・マグネットコア・遮蔽板、各支点ピンにセリが無いことを確認します。必要により適量給油します。また、遮蔽板に著しい劣化があれば交換します。

③各部緩みの点検

- ・各ボルト、ナットに緩みがないか確認します。

④ブレーキギャップの点検

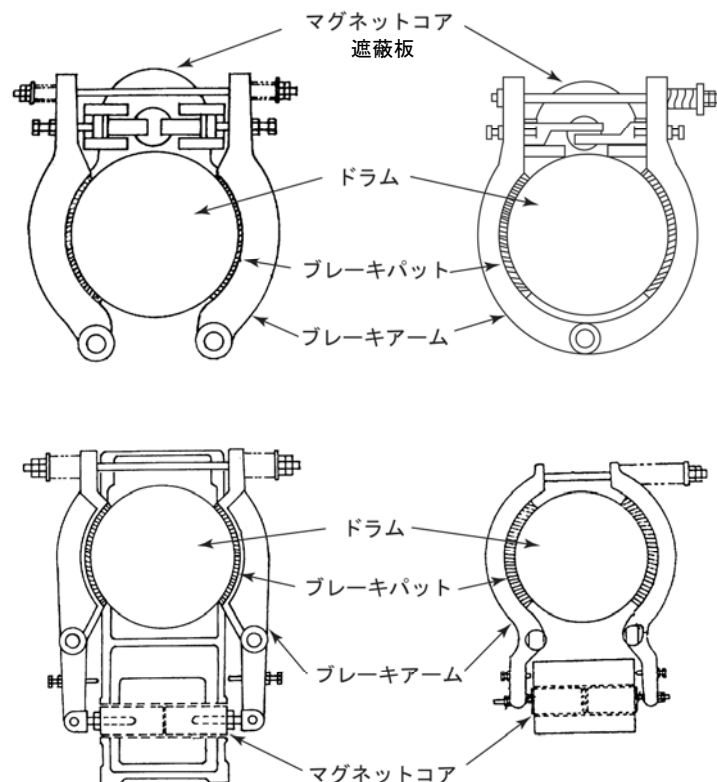
- ・ブレーキパットとドラム間の隙間を測定し、ブレーキアームの中央で基準値0.2～0.4mmとなることを確認します。

⑤ブレーキ保持力の確認

- ・かご内に定格積載の125%の荷重を載せ、かごが保持できることを確認します。

⑥ブレーキ制動距離の確認

- ・各階の着床誤差が±20mm以内であることを確認します。



⑦ブレーキパットの点検

- ・パットの厚みを測定します。
- ・パットの厚みは当社ホームページで公開の定期検査技術情報に基づき確認します。

<ディスクブレーキ>

①ブレーキの動作状態

- ・ブレーキ動作や動作音に問題がないか確認します。また、ディスクおよびその周辺を目視で確認し、油の付着、錆び、著しい汚れがあれば清掃します。

②各部緩みの点検

- ・各ボルト、ナットに緩みがないか確認します。

③ブレーキギャップの点検

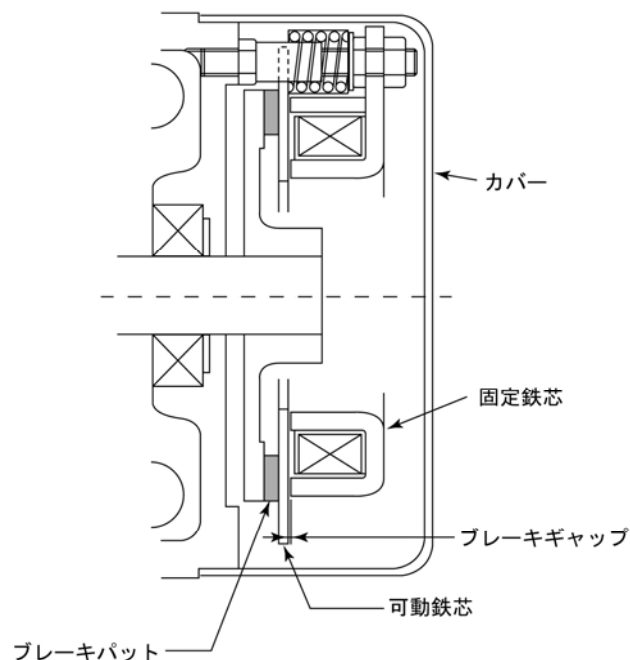
- ・可動鉄心と固定鉄心間の隙間を測定し、0.3～0.4mmとなることを確認します。

④ブレーキ保持力の確認

- ・かご内に定格積載の125%の荷重を載せ、かごが保持できることを確認します。

⑤ブレーキ制動距離の確認

- ・各階の着床誤差が±20mm以内であることを確認します。



⑥ブレーキパットの点検

- ・パットの厚みを測定します。
- ・パットの厚みは当社ホームページで公開の定期検査技術情報に基づき確認します。

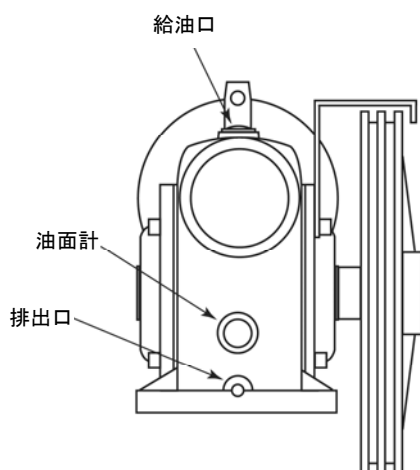
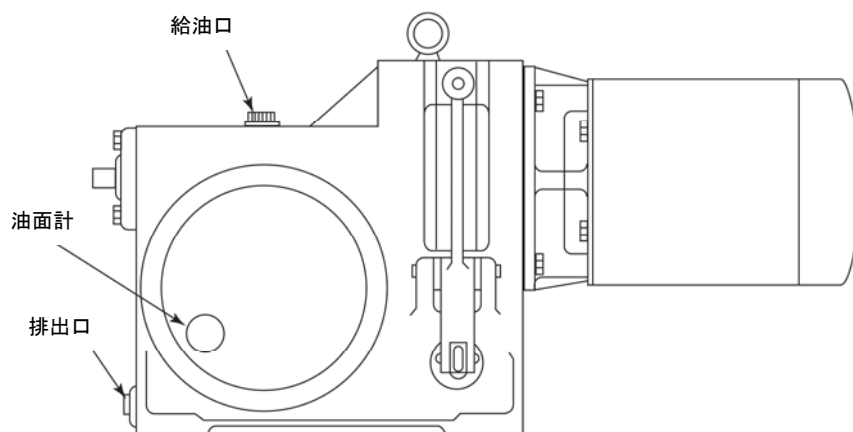
8. 保守・点検に関する事項

◎巻上機

・ギヤオイルの確認

ギヤケースの側面または背面の油面計でオイル量を確認します。

油面計からオイルが見えない場合は補充します。



ギヤオイルを交換する場合は排出口からギヤオイルを抜き、給油口フタから新しいギヤオイルを油面計中央まで注油します。

◎メインロープクリップ

- ①ストランドの撚り戻り止めのシージングワイヤーが施されているか確認します。
- ②図1のような同一方向で端末側にUボルトがくるようになっているか確認します。
- ③定期検査でワイヤークリップに緩みはないか確認し、緩みのある場合はかごおよび釣合おもりの荷重がかかった状態で表1の締結力で増し締めします。
- ④図1のスリップマークと図2のナットのマーキングがずれてないか確認します。

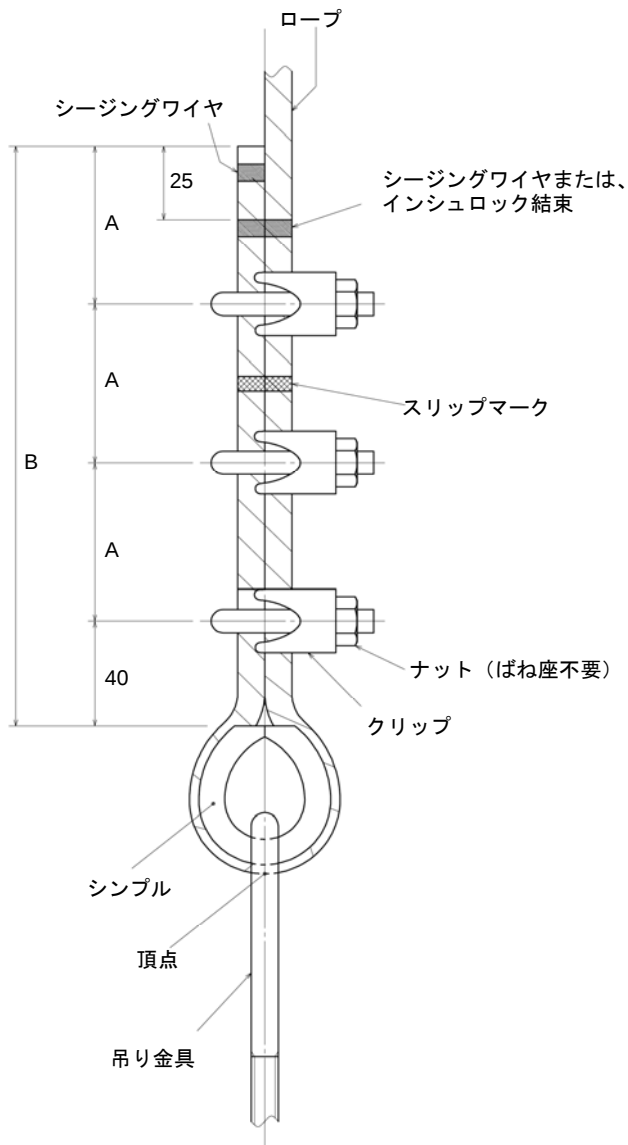


図1 ロープクリップ取付

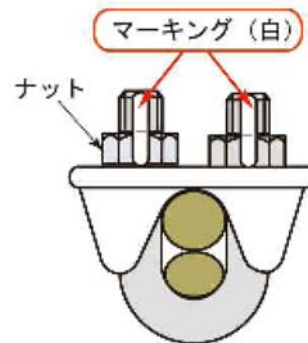


図2 クリップナットのマーキング

表1 クリップ取付間隔・締め付けトルク表

使用ロープ径	使用クリップ	締め付けトルク	A	B
φ6	φ6用鍛造クリップ	60kgf・cm	50	190
φ6.3	FR8	60kgf・cm	50	190
φ8	FR8	130kgf・cm	60	220

クリップは、当社が指定する部品またはJIS品を使用してください。

8. 保守・点検に関する事項

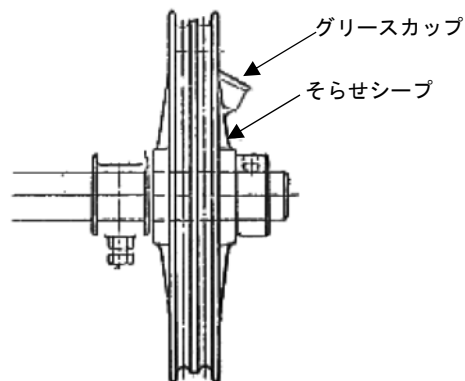
◎そらせシーブ

・グリースアップ

グリースカップがある場合はグリースカップよりグリースアップをします。

- ①グリースカップを緩めて外す。
- ②グリースカップにグリースを詰め込む。
- ③グリースカップを締め込む。

ベアリングから出る古いグリースは除去します。



◎かごドアスイッチ

動作位置および取付け状態を確認します。

【判定基準】動作位置および取付け状態の変化や異常がないこと。

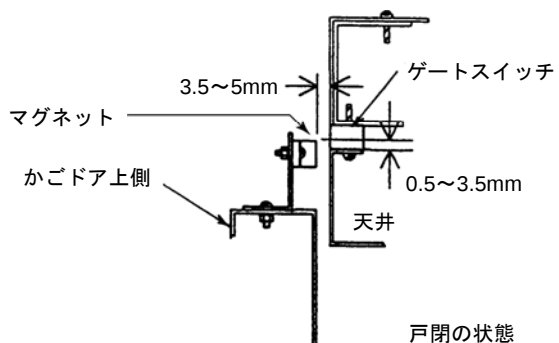
・テーブルタイプの場合

かごドアが全閉手前 32 mmの位置でゲートスイッチがオンすること。

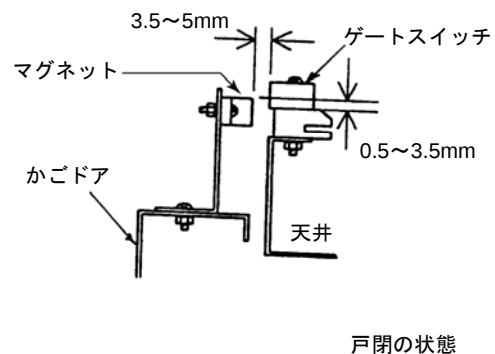
・フロアタイプの場合

かごドアが全閉手前 16 mmの位置でゲートスイッチがオンすること。

テーブルタイプ



フロアタイプ



◎ホールドアスイッチ

動作位置および取付け状態を確認します。

タイプ1

【判定基準】動作位置および取付け状態の変化や異常がないこと。

・ テーブルタイプの場合

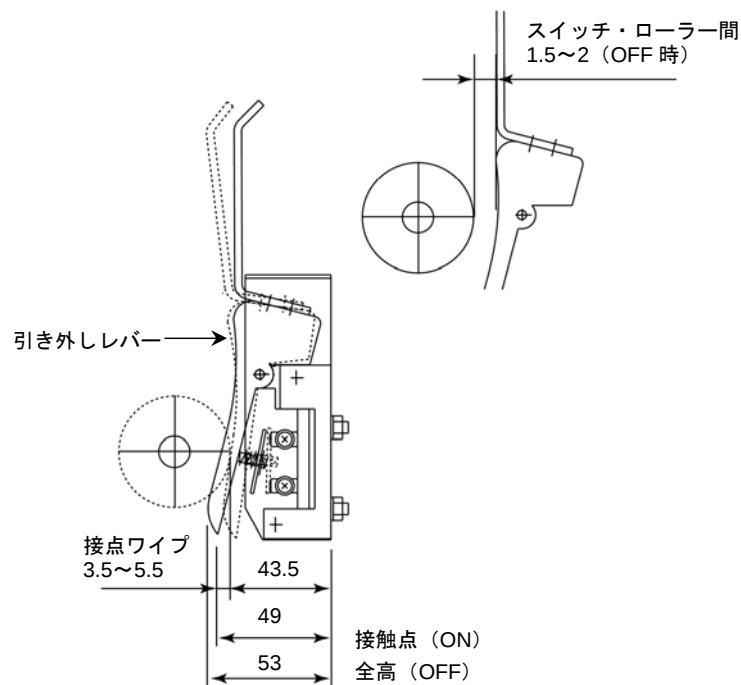
ホールドアが全閉手前 4 5 mm以内の位置でドアスイッチがオンすること。

引き外しレバーを手動で操作してスムーズに動きセリが生じてないこと。

・ フロアタイプの場合

ホールドアが全閉手前 2 2. 5 mm以内の位置でドアスイッチがオンすること。

引き外しレバーを手動で操作してスムーズに動きセリが生じてないこと。



8. 保守・点検に関する事項

タイプ2

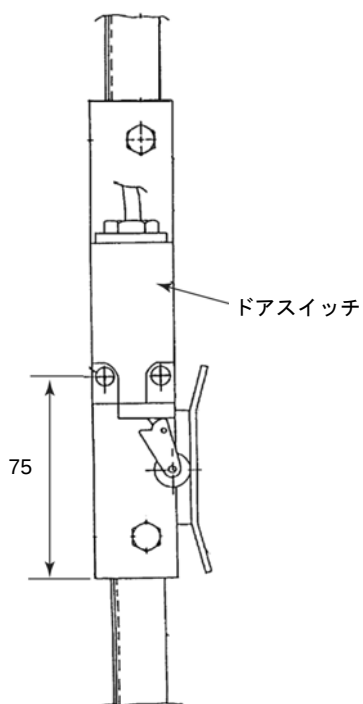
【判定基準】動作位置および取付け状態の変化や異常がないこと。

- ・ テーブルタイプの場合

ホールドアが全閉手前 21～27mmの位置でドアスイッチがオンすること。

- ・ フロアタイプの場合

ホールドアが全閉手前 10.5～13.5mmの位置でドアスイッチがオンすること。

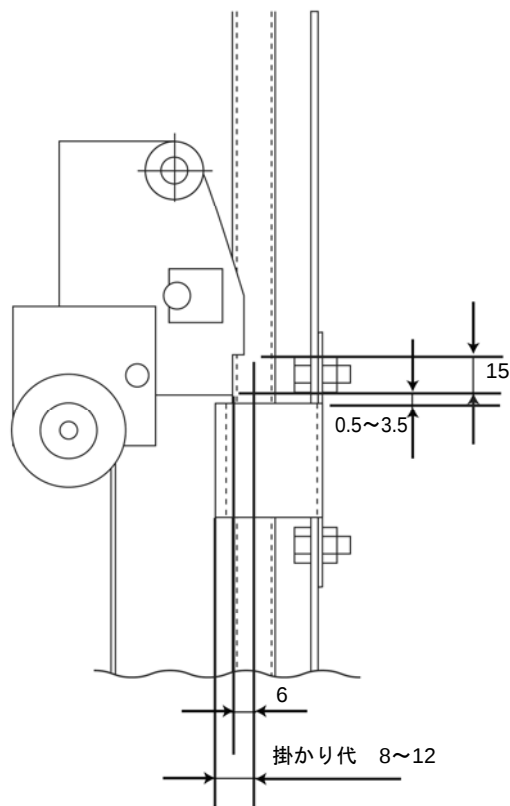
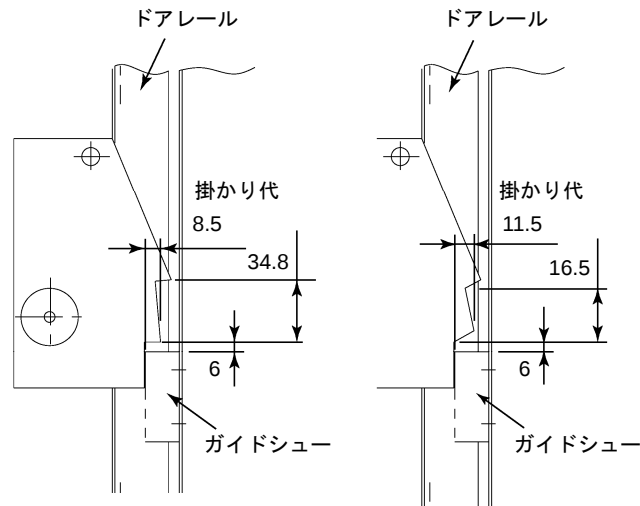


◎ドアロック

取付け状態を確認します。

【判定基準】

- ・取付け状態などに異常のないこと。
- ・ドア閉時、下図のようになっていること。



8. 保守・点検に関する事項

◎制御装置や電気機器などの状況確認処置

 危険	
 指示	劣化が顕著な場合、放置しないでください。 発煙、発火などにより、故障や事故の原因となります。

- ・制御装置などの電気回路には、経年使用により劣化する部品、予期しない外部サージなどにより、劣化する可能性がある部品があり、発熱などにより周囲の電線類にも影響する可能性があります。
 - ・電気部品（コンデンサ、抵抗、バリスタなど）、配線、ダクトなどについて十分注意して異常がないか点検してください。
- また、これらの電気部品が配線と接触していないことを確認してください。
- ・膨らみ、変形、ひび割れ、液漏れ、発熱、変色、焼損などが見つかった場合、交換が必要です。

 危険	
 指示	劣化が顕著な場合、放置しないでください。 放置すると、故障や事故の原因となります。

- ・制御装置などの電気回路の機器・配線で、経年使用により劣化して接触不良や断線、絶縁低下による地絡や短絡が発生し、まれに発熱・発煙し、大きな事故になる可能性があります。
- ・配線の外れ、被覆のむけ、配線端子のがた・折損、はんだ付けの外れ、端子台の膨らみ、変形、変色、腐蝕などが見つかった場合、交換が必要になります。
- ・電気関係の機器、制御装置、かごの上下つなぎ箱・昇降路つなぎ箱などへの水の浸入がないか、端子台の腐蝕がないか確認願います。異常がある場合は交換が必要になります。
- ・このような劣化要因で、小荷物専用昇降機の制御に異常が発生し、ブレーキなどの重要な機能に異常が発生する可能性があります。ブレーキ回路については、異常を検出し安全回路を動作させる保護装置をご用意しております。当社にお問い合わせください。

 危険	
 指示	塵埃の堆積が確認された場合、放置しないでください。 絶縁低下により、故障や事故の原因となります。

- ・制御装置などの電気回路の機器・配線で、経年使用により塵埃が堆積すると絶縁が低下して地絡や短絡が発生し、まれに発熱・発煙して大きな事故になる可能性があります。
定期的な清掃や機器の交換を行い塵埃が堆積しないようにしてください。
- ・制御盤では接点材料（コッパー）が塵埃として堆積すると絶縁が低下する可能性があります。定期的な清掃や機器の交換を行い塵埃が堆積しないようにしてください。

 危険	
 禁止	押しボタン制御基板は、その階以外の階で使用しないでください。 重大な事故の原因となります。

- ・階により設定が異なりますので、他の階の設定のものを使用すると戸開走行の原因になります。

◎制御盤各部電圧測定

 危険	
 禁止	該当箇所以外は触れないでください。 高電圧により、死亡・けがの原因となります。

- ・制御盤内、受電箱内のラベルに従い、ヒューズまたはブレーカー端子部にて各部受電電圧を測定します。
- ・定格受電電圧に対して、変動範囲は動力電源の場合 $\pm 10\%$ 以内、照明電源は専用に供給されている場合 $\pm 5\%$ 以内の許容値内であることを確認します。
照明用電源が専用に供給されず動力用電源を降圧して使用する場合は、 $\pm 10\%$ 以内になります。
- ・許容値を越える場合、機器の破損、許容値を下回る場合、機器の誤動作の原因となります。

9. 交換部品

 警告	
 禁止	小荷物専用昇降機の部品は、経年劣化などにより交換が必要であり、交換時期を超えて使い続けないでください。 部品の破損、摩耗、劣化などにより故障や事故の原因となります。

小荷物専用昇降機の部品は、使用状況や設置環境により交換の時期は異なります。

また、偶発故障や取扱い不良による交換が必要になる場合があります。

小荷物専用昇降機主要機器など、昇降機部品の供給期間の目安はお引渡し後、17～20年程度ですが、部品によっては長期間供給できないもの、代替品で対応するもの、当初納入品と意匠が異なる場合がありますので、ご了承願います。なお、必要に応じ当社にお問い合わせ願います。

なお、交換部品情報は当社ホームページ下記 URL に開示しています。

<http://www.toshiba-elevator.co.jp/>

10. 油類一覧

 警告	
 指示	油類は当社指定品を使用してください。 異なった油類を使用すると故障や事故の原因となります。

小荷物専用昇降機の各部品には下記油類を使用しています。
機器の給油状態を確認して適宜、給油してください。

◎使用オイル

部位	潤滑油名称・品名（メーカー）
ドアロープ	下記、いずれかを使用する ・FBKオイルRO100（JXTGエネルギー） ・テレッソ100（エッソ） ・テラスオイルC100（昭和シェル石油）

◎使用グリース

部位	グリース名称・品名（メーカー）
そらせシーブ	下記、いずれかを使用する ・マルチノックグリース2（JXTGエネルギー） ・アルバニアグリース2（昭和シェル石油）

◎使用ギヤオイル

部位	潤滑油名称・品名（メーカー）
・巻上機	下記、いずれかを使用する ・ボンノックM220（JXTGエネルギー）相当品 ・レダクタスW220（JXTGエネルギー）相当品

1 1. 参考文献

(注) 書籍発行版は調査時点情報です。最新版を使用することを推奨します。

書 籍 名	発 行 元
昇降機等検査員講習テキスト	発行：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
建築設備設計基準	監修：国土交通省大臣官房庁営繕部 発行：一般社団法人 公共建築協会
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	監修：国土交通省大臣官房庁営繕部 発行：一般社団法人 公共建築協会
昇降機遊戯施設 定期検査業務基準書	一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター
昇降機技術基準の解説	編集：一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター 一般社団法人 日本エレベーター協会
建築保全業務共通仕様書及び同解説	監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部 編集・発行：一般財団法人 建築保全センター
日本工業規格 JIS A 4302 昇降機の検査標準	審議：日本工業標準調査会 発行：日本規格協会
昇降機現場作業安全心得	一般社団法人 日本エレベーター協会

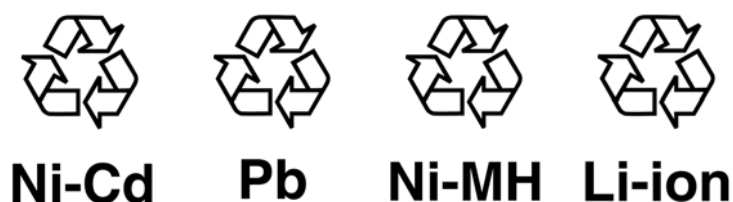
12. その他

■ リサイクルへのご協力のお願い

この小荷物専用昇降機には、資源有効利用促進法（通称リサイクル法）に該当する充電式電池を使用しています。使用済み電池はそのまま破棄せず、リサイクルにご協力をお願いします。

リチウム電池は一般の不燃ゴミとして廃棄しないでください。乾電池と同様に各自治体によって処理、処分の仕方が異なりますので、その指示に従ってください。なお、リチウム電池は、他の金属と接触すると発熱・破裂・発火する恐れがありますので、必ず両極（＋・－）を粘着性の絶縁テープなどで覆ってください。

該当する充電式電池を内蔵する装置および部品には以下のマークを貼付けています。



■ 最新の関連情報

下記 URL にて確認することができます。

<http://www.toshiba-elevator.co.jp/>

<http://www.n-elekyo.or.jp/>

<http://www.beec.or.jp/>

東芝エレベータ株式会社

一般社団法人 日本エレベーター協会

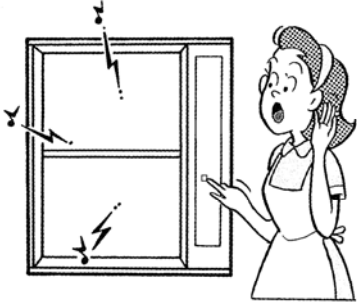
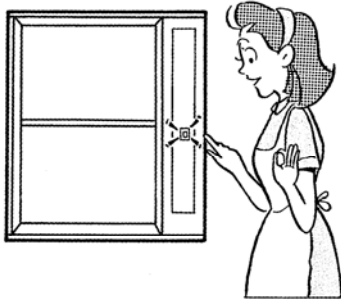
一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター

13. 日常点検のしかた

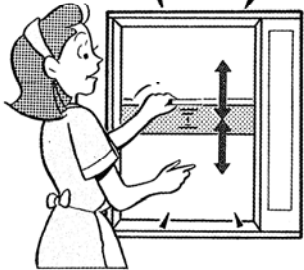
 危険	
 指示	日常点検をしてください。 日常点検をしないと異常が発見できず、事故・故障の原因となります。

1日1回は、1往復の試運転を行うとともに、次の内容を点検してください。

もし、異常があるときは、保守サービス会社にご連絡ください。

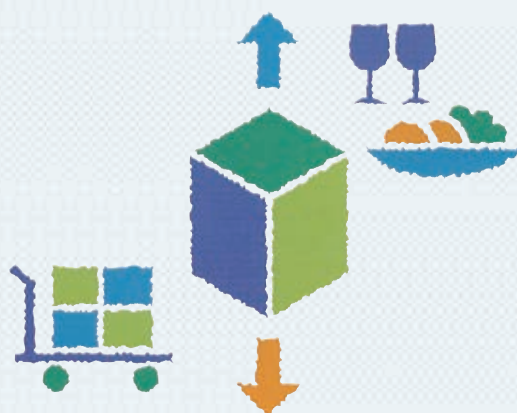
点検箇所	点 検 内 容	
運転状態	・ 起動から停止までの間に、異常音がないこと ・ かごと出し入れ口の床面に異常な段差がないこと	
操作盤	・ ボタンなどに破損がないこと ・ 運転方向灯、戸開放・停止表示灯、かご位置・行先階表示灯が正常に点灯すること	
インターホン	・ ボタンなどに破損がないこと ・ 正常に通話できること [2人で通話テストを行い確認する] 操作盤一体形インターホン(停止階床数2～5階床)の場合は、表示灯が正常に点灯することも確認してください。	通話テストを！ 

●小荷物専用昇降機を長期間で使用にならないときは、保守サービス会社にご連絡ください。

点検箇所	点 検 内 容	
戸	・ スムーズに開閉すること - かご戸付の場合は、かご戸もスムーズに開閉することを確認してください。	
棚板 (テーブルタイプ)	・ 正常に固定されていること	
注意喚起 ステッカー	・ 破れていないこと ・ はがれていないこと ・ よごれていないこと	

MEMO

MEMO



建物名:

連絡先:

昼間 TEL

夜間
休日 TEL

東芝エレベータ株式会社

本社 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
ホームページアドレス <http://www.toshiba-elevator.co.jp>

●この取扱説明書は2013年7月の発行で2017年12月に変更したものです。掲載内容は改良のために予告なしに変更することがあります。



- この取扱説明書は有機物質を含んだ廃液が少ない水なし印刷(Waterless Printing)方式で作成しております。
- この取扱説明書は再生紙および環境に配慮した植物油インキを使用しています。

GK-B067(5)-17.12(TO)

©TOSHIBA ELEVATOR AND BUILDING SYSTEMS CORPORATION 2013-2017